

新見市教育委員会 9月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 令和7年9月22日(月) 午後3時00分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階 大会議室

3 出席委員の職・氏名

教育長	後藤秀則
職務代理者	松井健一
委 員	溝尾妙子
委 員	長谷川綾

4 欠席委員の職・氏名

委 員	三上ゆみ
-----	------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	古家孝之
生涯学習課長	吉岡昭彦
学校教育課長	宗政範子
教育総務課長	忠田真
教育連携推進課課長補佐	西川康裕

6 記 録

午後3時00分 着席

(令和7年9月22日(月) 午後3時00分から午後4時15分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会 8 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長 前会会議録は承認と決します。

4 教育長報告

後藤教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議第 34 号 令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

後藤教育長 それでは 6 の議事に移ります。

議第 34 号、令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明をお願いします。

宗政課長 議第 34 号、令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認についてご説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

今回、追加分として 2 世帯から申請がありました。2 ページにお示ししている方で、世帯番号 102 の方、103 の方ともに、世帯の前年の所得額が、生活保護基準額の 1.5 倍以下となることから、認定が適当と考えられます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

後藤教育長 委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

各委員 (なしの声)

各委員 無いようですので、議第 34 号、令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。では、議第34号は承認いたします。

議第35号 令和7年度末校長教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について

後藤教育長

続きまして、議第35号、令和7年度末校長教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について、ご説明をお願いいたします。

宗政課長

議第35号、令和7年度末校長教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について、ご説明させていただきます。お配りをしておるのは、新見市教職員の令和7年度末人事異動に係る人事異動方針及び事業実施要綱でございます。先般、県教育委員会から令和7年度末の人事異動に係る実施要綱が示されました。今年度の変更点は2点ありました。1点目は、基本方針の中の「岡山市との交流を含めた」と「他県との」という言葉が削除され、代わりに「任命権者間での」という言葉へ変更されました。

それから2点目ですが、(3)退職の対象者として、「一定年に達したもの」という言葉が削除されました。

本市の人事異動方針及び人事異動実施要綱につきましては、昨年度と記載事項に変更はありませんが、県の変更点の趣旨を踏まえて進めていきたいと考えております。

以上、ご審議をお願いいたします。

後藤教育長

委員の皆さんから何かご質疑はございますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

ありがとうございます。では、議第35号、令和7年度末校長教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認については、承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。議第35号は承認をされました。

議第36号 新見市指定文化財の指定について

後藤教育長

続きまして、議第36号、新見市指定文化財の指定について説明をお願いします。

吉岡次長

議第36号、新見市指定文化財の指定についてご説明いたします。

大佐小阪部の方谷園にございます「方谷山田先生遺蹟碑」は山田方谷の業績を顕彰するため、方谷の弟子の三島中洲等の贊助を得て、明治42年に、方谷が亡くなった場所と言われる場所に建てられたオベリスク式の四角柱で、撰文は三島中洲、題字は勝海舟のものです。この顕彰碑は、市内の検証の中で一番古くて、大きく、またオベリスク式のものは唯一であり、市民の財産として指定文化財として保護する必要があると考え、その価値を判断するため、新見市文化財審議会に審議を依頼し、新たに新見市指定文化財の指定候補として認められました。

つきましては、新見市文化財保護条例第3条により「方谷山田先生遺蹟碑」を新見市指定文化財としてご指定いただきますよう、ご審議をお願いいたします。

後藤教育長

ご質疑がございますでしょうか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

それでは、議第36号については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。それでは、議第36号、新見市指定文化財の指定については承認といたします。

議第37号 新見市部活動地域展開推進事業補助金交付要綱の制定について

後藤教育長

続きまして、議第37号、新見市部活動地域展開推進事業補助金交付要綱の制定について、説明をお願いします。

吉岡次長

議第37号、新見市部活動地域展開推進事業補助金交付要綱の制定についてご説明いたします。中学校の部活動の地域展開については、国は令和8年度から令和13年度を改革移行期間と位置付け、その前期にあたる令和10年度末までに休日の地域展開に着手することを求めており、本市におきましては、国が示すスケジュールに則り、令和10年度末までには休日の部活動の地域展開を目指したいと考えております。

つきましては、中学校部活動の地域展開推進を促すため、受け入れ団体の自主的及び主体的な活動取組に係る経費の一部を助成する新見市部活動地域展開事業補助金を制定するものです。

助成対象は市内において野球やソフトテニス、剣道等、各中学校が

令和7年5月1日の時点で実施している部活動種目の活動する団体で、対象経費は指導者の謝金と指導者育成のための研修受講費です。指導者謝金は、指導者1人当たりの謝金を1日当たり1,000円とし、活動日数を指導者の人数から算出し、1週間当たりの活動日数でそれぞれ上限を設定しております。

例えば、週1回、年間40日、指導者4名で活動する団体の場合は8万円。週2回、年間で80日、指導者4名で活動する場合は18万円となります。これはスポーツ少年団が令和6年度に交付された補助金が1団体当たりの平均、年間約5万9千円であることから、その水準を大きく上回る額になります。また指導者のための研修受講費は、研修に係る事項の2分の1以内で、1人当たりの上限を5千円としております。

なお秋以降、剣道を休日の部活動地域展開のモデルケースとして実施する計画としており、その活動に係る費用を補正予算に計上しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

後藤教育長

何かご質疑がございますでしょうか。

松井先生。

松井職務代理人

最近、部活動の地域展開についての新聞記事等が、山陽新聞では津山市の地域展開の例が出ていました。それから、先程吉岡課長がおっしゃられたように、剣道のことが備北民報に載っています。剣道の記事等を見て、非常に良い取り組みだなと思って。私はこの交付金要綱自体についての趣旨等については全面的に賛成で、是非おこなっていただきたいというふうに思うんですが、2つ質問があります。

1つは、第2条に、「各中学校において令和7年5月1日時点で実施されている部活動の種目」という言葉がありますけれども、これは、例えば県の言うように新しい種目の団体ができた場合を想定した時、自分の在校する中学校には、その部活動は無いですけれども、その種目をやってみたいという生徒はクラブ活動というか、地域クラブの活動に参加できるのかどうか、ということが1点です。津山市などは自分の中学校に部活動が無くても、希望すれば、その地域クラブの活動に参加できると、いうふうに方針化している、という記事が山陽新聞にありました。そのことをお尋ねしたいのが1点。

それから2つ目に、この「令和7年5月1日時点で実施されている部活動の種目」というふうに限定しているのは、これは今後もずっと、そのように運用されているのかということをお尋ねしたいというのが2点目です。というのが、確かに無制限にこれを増やすということはできないかと思いますけれども、将来的なこの部活動の地域展開というのを、中学生の文化スポーツ活動の地域展開として発展的に解消

していくとなった時に、例えば、今、本市の中学校は大変小規模化していますから、部活動等の種類も非常に限られています。幼少期に取り組んでいながら、中学校になったらその部活動が無いために、その部活動を諦めるというか、部活動が出来ない。例えば、柔道の場合、市内の中学校には多分無いと思うんですけども、そういういたような種目。あるいは、今非常に新見高校等で盛んになっているのは、バドミントン競技。これは大人の競技として市内でも盛んになっていると思うんですけれども。そういういたようなものが今後、スポーツ活動の地域展開というふうに発展させていくことを考えたら、必ずしも現在実施されている部活動の種目という限定は、将来的には取り外してもいいんじゃないかというふうに考えておるものですから、いつまでこの文言は生かされるのか。その2点を疑問に思いました。

吉岡次長

まず1点目の令和7年5月1日現在にある部活動の種目について、学校が変わっても入れるかというご質問についてですが、それにつきましては、市内全域を対象としているので、この小中学校ではないからできないというのではなくて、新見市であればできるというふうに考えております。

2点目の種目についてですが、5月1日現在11種目ございます。あくまでも部活動の地域展開の対象、いわゆる部活動というものは11種目になります。ですから、これにない種目については補助の対象としては考えておりません。期間についても、先程説明しました令和10年度末までと考えております。「部活動の地域展開」という言葉を入れずに「スポーツ活動」となってしまうと、今現在、ジュニアクラブ活動、地域クラブ、あるいはクラブでやっているチームは市内にはございません。例えば、硬式野球等は新見市内にクラブ活動は無いので、市外の地域へ通われています。土日や平日でもいらっしゃいます。それから、ダンスサークルですね。ダンスは市内でクラブ活動をされています。これは、あくまでもアスリートを育成する競技で、部活動とはちょっと違うという考え方であります。それから、新見市内にスポーツ少年団が活動されています。柔道もスポーツ少年団があります。スポーツ少年団は、小学生から18歳の高校生までが加入が可能で、この範囲で、いわゆるスポーツ少年団の活動の部分を市としては支援していますので、今後も同様に支援を進めていきたい。新しく出てくるクラブというのは、いわゆる青少年の育成ではなくて、会社が運営するアスリートを育成するクラブなので、いわゆるダンスのようなクラブになりますので、そことの差別化が難しいのでダンスと同じように自主運営をお願いするというのが今のところの方針です。

ただ、この部活動の地域展開推進事業補助金につきましては、今後剣道の様子を見て、どんどん改善すべきところは改善していきたい。現在はあくまでも、令和10年度末までの休日展開を促すためのもの

松井職務代理者

ですので、目標が変わってくれれば、新たな部活動についても今後は検討する必要があるだろうと考えております。

後藤教育長

私も剣道に関わっている人間なんですけれども、他の競技よりも部活動の地域展開について、早くから取り組んでいるという実態から、実証実験をしながら、来たる10月の後半におこなわれる部活動地域展開推進委員会にかけて、皆さんのご意見を伺いながら、進捗をしていきたいという思いがございますので、そこでどういう意見が出るかわかりませんが、気持ちとしたら、2つ、3つほど同じような、モデルケースが来年度以降できればという思いであります。責任を預けられた部活動推進委員会の委員さんもいらっしゃいますので、松井先生のご意見等を参考にしながら伝えながら協議をして参りたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。

外にご意見ございますか。

溝尾委員。

溝尾委員

文化系のクラブも該当になるんでしょうか。今新見第一中学校の吹奏楽部があつたり、アート部があつたりとか聞くんですけど、対応するのか教えてください。

吉岡次長

新見第一中学校には吹奏楽部とアート部と2つの部活動がございます。文化部についても、対象としております。ただアート部につきましては、他の部活動とは毛色が違うようなので、ちょっとこれには当てはまらないかもしれません、吹奏楽部については、対象としております。

後藤教育長

推進委員会のメンバーの中にもその文化に関わる委員さんがいらっしゃいます。またご意見を伺いながら進めていただきたいと思っております。

外にございますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

無いようですので、議第37号、新見市部活動地域展開推進事業補助金交付要綱の制定については承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。

それでは議第37号については、承認といたします。

議第38号 新見市公営塾検定料補助金交付要綱の制定について

後藤教育長

最後に、議38号について説明をお願いします。

西川課長補佐

議第38号、新見市公営塾検定料補助金交付要綱の制定についてご説明いたします。

この要綱は、今年度から始まった新見市公営塾「寺子屋にいみ」で受験した、英検、漢検、数検の検定料について、補助率100%で補助金を交付するものです。

補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までに受験の検定に対するものです。補助対象者は、市内の小中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍している児童生徒、新見公立大学に在籍している学生。または、本市に住民票を有するものとしています。

なお、受験した結果、一度落ちた検定を再度受け直す場合は、補助の対象外としております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

後藤教育長

ご質疑がございますでしょうか。

松井先生。

松井職務代理人

この趣旨自身には反対とかそういうわけではありません。公営塾に参加している生徒、それから、それ以外でも公営塾を会場として開催される三大検定を受けた市内の児童生徒等については補助するという趣旨ですね。ですので、そういう広く、英検、漢検、数検等を推奨していくと。そのために市内の小中高校生等について、勉強をしっかりと進めていくというのは非常に良いことだと思います。1つ思うのは、わざわざこういう審議にかけて交付要綱を作るのに、今年度に限っているのはどうしてなのかというのが1点です。それから、2点目に、先程もちょっとと言いましたけれども、受験会場として開催する三大検定ということは、例えば英検でいうと、準会場として、新見公営塾が名乗りを上げてそうすることですね。なので、現在、例えば英検の準会場として、この新見市内で開催している実態がどうなのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。あるのか無いのかということです。

もう1つは、準会場として公営塾を受験会場というふうになると、例えば、英検等でいうと上位の検定がありますよね。例えば、1級とか準1級とか。そういういったようなのは、準会場は多分認められていないと思うんです。本会場で受けないといけない。大学生なんかは、新見公立大学の学生の英語力というのは英検でどんなのを受けているかというのは知らずに言っているんですけども、大学生等は準1級と

かそういうようなレベルを目指す人もいるんではないかというふうに思うんですが、そういう学生、あるいは一般市民も可能だとすれば、一般市民の方等については対象外となるというのはいかがなものかなと。広く、そういうことを市民等に進めていくという上では、ここに限定されると、そのところはちょっと逸れてくるのかなと感じたものですから。その点についてお伺いしたいと思います。

西川課長補佐

まず1点目の補助対象期間、今年度に限ることについてですが、これは今年度公営塾が始まったので初年度の特別サービスと申しますか、といった意味で、初年度は検定料無料ということにしております。

次に2点目の、市内の準会場が他にあるかどうかいうところなんですが、こちらの方で把握はしていないんですけれども、例えば、中学校とか高校とかで、受ける生徒の人数が集まればそこを準会場として使用しても良いという場所も聞いております。ただ、あまり人数が集まらないというのを聞いていますので、公営塾で検定を受けられるということを広報しておるんですけれども、そうしたら、その中学校であるとか、高校であるとかといったところから是非、公営塾の方でというような話を伺っております。市内の準会場を検討していた方もこういった公営塾を有用に活用出来るというふうに思っております。

次に、英検の1級、2級など上位の検定についてなんですが、あくまで公営塾に対しての助成事業というふうに考えておりますので、公営塾の準会場のみを限定の補助金としておりますので、本会場については、補助対象外とさせていただいています。

以上です。

後藤教育長

外にご質問ござりますか。

溝尾委員。

溝尾委員

新見市内に在住している人全てを対象ということですごく懐が大きいなと思いまして、今新見市としては、英検とか検定というのを皆に進めていこうというような動きでやっているのは良いことだと思うんですけど、実際、私も子どもがいるのですが、そういうのが全然聞こえてこないので、今後検定を受けましょうというアピールをしていくのか教えて欲しいです。

西川課長補佐

実は会場の事情がありまして、検定を受ける会場がそれほど大きくなく、定員が20人までとなっておりまして、本来公営塾を利用している児童生徒が受けられないということも考えられますので、そこまで広くの広報はできてないところです。

後藤教育長

松井委員。

松井職務代理者

今の会場の都合、ということについてなんですが。この目的というところを読むと、「市内の児童生徒の基礎学力向上及び市民の受験機会の拡大を図ることを目的に」というふうにあるわけですから、そのところはもっと柔軟に考えてもらいたいと思います。

例えば、受験会場である山佐ビルに20人しか入れないとしたら、例えば、大学の大講義室を一時的に借りるとか、そうやって受験人数を増やすことができるようになりますとか、そういうような取組をして初めて公営塾を設けて良かったなど、公営塾が単に新見近辺の生徒だけが通えるんじゃなくて、例えば、哲西町に住んでいようが、大佐大井野であろうが、千屋であろうが、法曾であろうが、そういった地域、日曜日にするわけですから、親が送つていって、受験できるよと。しかも、受験料の補助があるよ、と。だから頑張ってみようよというような取組に、仮に単年度であっても出来ないことですかね。そういうふうにするのが本来だと思うのですが。

西川課長補佐

ご意見を伺いましたので、検討をさせてください。

後藤教育長

今後の検討課題としてですね。

長谷川委員。

長谷川委員

それに付随するんですけども、公営塾に通つてない子も本来は検定料は無料ということですね。だけどそのお知らせは、寺子屋に今通っている子にしか無料というお知らせはいってないということになりますよね。

西川課長補佐

はい。

長谷川委員

わかりました。

後藤教育長

他に関連質問はございますか。色々ご質問はあります。部活動の地域展開と一緒に、まず第一歩を踏み出したところでありますので、こういう様々なご意見が出るというふうなことは、重々承知しております。他にも、今回の公営塾につきましては、市内中心部の子どもしか行けないではないか、郡部はどうなるんだというふうなこともですね、議会や文教の方からもいただいておりまして、例えばリモート開催を考えていたりというようなことで、まずご意見を伺いながら、少し時間がかかるという気がしております。今日いただきました課題については、一応検討させていただくというふうなことで、しばらくお時間を頂戴できればと思いますが、いかがでございましょうか。

各委員	(はいの声)
後藤教育長	はい、それでは、第38号、新見市公営塾検定料補助金交付要綱の制定については、ご承認とさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございます。課題については持ち帰りさせていただきまして、今後の題材にさせていただければと思います。 それでは、議第38号については承認といたします。
松井職務代理者	すみません。条件付き賛成ということで、検討してくださいということでおろしくお願ひします。
後藤教育長	検討課題を残したという事で、ご承認という形でよろしいでしょうか。
松井職務代理者	(はいの声)
後藤教育長	それでは、議第38号につきましては、今後検討するということで、承認という形にさせていただきます。
協議・報告の部 後藤教育長	協議報告の部は、今回はございません。 以上で、議事を終了したいと思います。
7 閉会 後藤教育長 (閉会時刻)	9月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。 (午後4時15分)